

要 望 書

【平成29年11月】

福 島 県 水 道 協 会
会 長 岡 部 光 徳

目 次

I. 東日本大震災等に関する要望	2
II. 平成30年度水道施設等整備費等に関する要望	4
【参考】平成27年度末市町村別水道普及率一覧	9

要 望 書

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故から6年8ヵ月が過ぎ、この間、県内の市町村等は、住民の安心・安全の確保、そして、当県の早期復興に向け、一丸となって邁進してきた。

特に、不自由な避難生活を強いている避難者の方々に、一日も早く故郷へ帰還できるよう、除染等帰還に向けた環境整備を図ってきたところであり、その結果、本年4月までに帰還困難区域を除いた大部分の避難指示区域が解除されるに至ったところである。また、帰還困難区域内についても、「特定復興再生拠点区域」を整備し、5年後の解除が目指されることとなったが、本年9月には双葉町で初めて整備計画が政府に認定されたのに続き、今月には大熊町も認定されるなど、他の帰還困難区域を抱える町村でも年度内の申請に向けた動きを加速化させており、当県の復興は、確実に新たなステージに進んでいる。

しかしながら、当県復興の大前提となる福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、30年以上という永い年月を要するとともに、今後は、燃料デブリの取り出しといった前例のない、極めてリスクの高い作業が続くなど、決して予断を許す状況にはなく、さらに、原発事故によって飛散した放射性物質は、現在もあらゆる分野で風評を含めた様々な被害を生じさせており、我々が携わる水道事業でも、未だに水道水のモニタリング検査を必要としているなど、その影響は今だ甚大である。

また、我が国の水道は、97%を超える高普及率を達成し、社会経済活動を支える社会基盤施設であり、国民生活に不可欠なライフラインであることから、近年頻発する集中豪雨や地震などの自然災害、水質事故等の非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる危機管理体制の確保等が強く求められている。

については、当県の早期復興・再生と当県水道事業のさらなる発展に向け、次の事項の実現を図られるよう強く要望する。

I. 東日本大震災等に関する要望

1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、国内外の英知を結集し、国が前面に立って総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、また、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、東京電力に対し設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を求めるとともに、これらの取組みに対する現場を含めた監視体制を強化し、指導・監督を徹底すること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。
- (4) 東京電力に対し情報公開の徹底や迅速な通報・連絡を行うよう指導・監督すること。また、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。
- (5) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び事業者の責任において、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。

2. 中間貯蔵施設の早期整備

- (1) 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」による工程の確実な達成に向け、中間貯蔵施設の整備を加速化させるとともに、福島県内で仮置きされている全ての放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵できるよう、管理型処分場を含め、国が責任をもって整備すること。
また、管理型処分場所在両町に対する地域振興策については、地元の意向を十分踏まえ、国が責任をもって具体化を図ること。
- (2) 中間貯蔵施設及び管理型処分場への搬入に係る輸送の安全確保に万全を期すこと。
- (3) 中間貯蔵施設に搬入された放射性廃棄物の最終処分場については、時限を切って、国が責任をもって整備すること。

3. 森林除染の推進

県土の約7割を森林が占める当県にとって森林除染は、復興・再生を図るうえで不可欠な工程である。については、森林は水源でもあり、飲料水に対する不安を払しょくするためにも、地元市町村等の意向を十分踏まえながら「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を着実に進めること。

4. 河川、湖沼等の除染

環境回復の観点から、環境省の除染ガイドラインで除染対象とされていない農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼について除染の対象に位置付けること。

5. 上水道事業に統合した旧簡易水道施設整備に係る国庫補助期間の延長

当県市町村では、震災等の影響が考慮され、平成28年度までに完了が予定されていた上水道事業に統合した簡易水道施設の整備に対する国庫補助期間が延長されたが、震災・原発事故の影響による入札不調などにより、期限までに事業を完了することが難しいと見込まれる市町村が出ていることから、平成31年度まで延長された統合事業期間のさらなる延長を図ること。

6. 水道事業体等の損害に対する賠償

水道事業体等が被った損害（水道使用量の減少に伴う逸失利益等々）や放射性物質検査などに伴う職員の超過勤務手当などに対する賠償について、最後まで確実に賠償されるよう、東京電力に対し指導すること。

7. 水道施設の激甚災害法の適用

激甚災害法では、水道施設は適用の対象外とされているが、近年、頻発する豪雨災害で水道施設も甚大な被害を受けており、また、東日本大震災の影響によって新たな大規模地震の発生も憂慮されていることから、下水道など他の公共土木施設等と同様に水道施設も激甚災害法の適用対象とすること。

Ⅱ．平成30年度水道施設等整備費等に関する要望

1. 水道施設等整備事業の着実な実施

当縣市町村における簡易水道・上水道施設等整備費国庫補助事業及び生活基盤施設耐震化等交付金事業を着実に実施できるよう要望額の満額確保を図ること。

※平成30年度当縣市町村における簡易水道・上水道の施設整備事業計画（国庫補助）及び生活基盤施設等耐震化交付金事業計画（水道施設）は、6頁以降のとおりである。

2. 簡易水道統合の激変緩和措置と新たな財政支援等

簡易水道国庫補助制度の見直しにより平成28年度末まで簡易水道事業の統合が進められたが、期限までに事業統合がすべて完了していない状況である。

一部自治体については、平成31年度まで延長されたが、自然災害による整備の遅れなどあくまでも例外的な措置であるため、根本的な解決に至っておらず、また、事業統合が行われても、会計の統合に留まるところが多く、制度見直しにより目指された経営の効率化や財政基盤の強化等にはつながっていない現状である。

については、統合後の施設整備に係る国庫補助・交付金の激減緩和措置並びに優遇措置、統合によって不要となった施設等の撤去費用に対する新たな財政支援を講じること。

3. 生活基盤施設耐震化等交付金対象の拡充

水道施設等の耐震化に特化した交付金である「生活基盤施設耐震化等交付金」が本年度より創設されたが、簡易水道に係る採択基準は、従来の簡易水道施設整備に係る国庫補助事業と同様であるため、すべての簡易水道が交付対象とされていない。

については、特定簡易水道を含め、必要な水道施設の耐震化が推進できるよう、交付対象を拡充すること。

4. 水道事業の「新たな広域化」検討に向けた財政支援

水道が直面する諸課題に対応し、水道事業の一層の基盤強化を図るための広域連携の推進などを柱とする水道法の一部を改正する法律案が国会に提出しておりますが、広大な県土を有する当県は、中山間地に小規模な水道施設が散在しており、事業統合による広域化を推進しにくい地域が多いことから、事業統合に限らない「新たな広域化」を検討できるよう、情報管理システム、料金システム等共同利用に係るデータベースの整備やネットワークシステム構築などに対する財政支援を講じること。

5. 石綿セメント管更新に対する財政支援

経年劣化が激しく漏水事故の原因となっている石綿セメント管の更新に対する財政支援を講じること。

6. 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施

水道事業を営む市町村の多くは、起債を主な財源に施設の整備拡充を行っているが、その元利償還金は大きな負担であり、特に、過去に借り入れた高金利既往債がその負担を一層大きくしている。

これまで政府資金並びに旧・公営企業金融公庫資金の繰上償還に係る補償金を免除する特例措置が2度講じられ、また、平成25年度には東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象に補償金免除繰上償還及び借換債発行が認められたが、対象となる資金は年利4%以上の旧・公営企業金融公庫資金のみと限定的であったことから、水道事業の健全経営を確保し、水道料金の高騰を抑制するため、次の措置を講じること。

- (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度を再度実施するとともに、実施にあたり次の要件の緩和・手続きの簡素化を図ること。
 - ① 許可要件となっている資本費等の要件を緩和すること
 - ② 年利率5%未満の企業債についても対象とすること
 - ③ 制度活用にあたって必要な財政健全化計画の策定及び申請手続きを簡素化すること
- (2) 財政融資資金についても、東日本大震災及び原子力災害の特定被災地方公共団体を対象とした補償金免除繰上償還及び借換債発行ができることとする特例措置を設けること。
- (3) 公営企業借換債制度を再度実施すること。

7. 小規模専用水道施設の設置に対する財政支援

広大な県土を有し、中山間地に小規模な水道施設が散在する当県は、国が目指す事業統合による広域化が推進しにくい状況にある。

人口減による水需要の低下、それに伴う料金収入の減少など、水道事業を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、平坦地域比べ布設条件が極めて悪い中山間地では、費用対効果と受益者負担等を考慮すれば、これまで同様、公営水道の区域拡張を図っていくことは難しくなりつつある。

このような中、当県中山間地の町村では、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、高コストな区域拡張からの転換を図るため、独自の財政支援制度により小規模専用水道の設置を推進しているところがあり、水道事業の広域連携や官民連携のメリットが働きにくい中山間地域にとって小規模専用水道設置は、公衆衛生向上に大きく寄与する有益な方策の一つと捉えることができる。

については、本格的な人口減少社会の到来する中、地域の公衆衛生の向上を図りつつ、地域の実情に応じた持続可能な水道の構築に向け、小規模専用水道施設の設置に対する財政支援を講じること。

平成30年度簡易水道等施設整備事業計画

(単位：千円)

区 分	市町村名	地 区 名	事 業 名	平成30年度要望額	
				国庫補助基本額	国庫補助額
水道未普及地域解消事業	二本松市	東 和	区域拡張	116,543	46,617
	玉川村	四 辻 新 田	飛地区域	423,780	141,260
	鮫川村	鮫 川	区域拡張	49,527	19,810
	喜多方市	喜 多 方	飛地区域	125,000	50,000
	金山町	金 山 地 区	区域拡張	85,000	34,000
生活基盤近代化事業	伊達市	月 舘 町 地 区	基幹改良	70,400	17,600
	平田村	平 田 村	基幹改良	96,000	32,000
	南会津町	南 郷	基幹改良	30,000	12,000
		中 部	基幹改良	20,000	8,000
		荒 海	基幹改良	40,000	13,333
田 部 長 野		増補改良	21,000	7,000	
簡易水道再編推進事業	塙 町	川 上	統合簡易水道	105,601	35,200
	柳 津 町	柳 津	統合簡易水道	201,648	67,216
	北塩原村		統合簡易水道	31,315	10,438
	只見町	只見統合簡易水道	統合整備	103,383	41,353
施 簡 易 水 道 設	矢 祭 町	第 二	基幹改良	86,500	21,625
総計	13市町村 16件			1,605,697	557,452

平成30年度水道水源開発等施設整備費事業計画

(単位：千円)

区分	事業者名	事業内容	平成30年度要望額	
			国庫補助基本額	国庫補助額
整 備 費 等	須賀川市	岩渕浄水場改築事業	160,000	40,000
	1市 1件		160,000	40,000

平成30年度生活基盤施設耐震化等交付金事業計画

(単位：千円)

市町村名	区 分	事 業 名	平成30年度要望額	
			交付基本額	交付要望額
福 島 市	簡易水道再編推進事業 簡易水道統合整備事業	神ノ森浄水場の更新事業	155,082	38,770
	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業	354,376	118,125
	水道管路耐震化等推進事業費 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業 (ダクタイル鉄管)	575,160	143,790
二 本 松 市	水道広域化施設整備費 広域化促進地域上水道施設整備費	区 域 拡 張	30,000	10,000
本 宮 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管	60,000	20,000
国 見 町	水道広域化施設整備費 広域化促進地域上水道施設整備費	国見町水道整備事業 (第6次) 拡張事業	83,851	27,950
川 俣 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管 更 新 事 業	53,000	17,666
大 玉 村	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 配 水 管	104,133	37,711
玉 川 村	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	配水管布設替工事	26,881	8,960
棚 倉 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管	120,000	30,000
会津若松市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重要給水施設配水管	4,600	1,150
	水道管路耐震化等推進事業 老朽管更新事業	老 朽 管 更 新 事 業	183,246	61,082
金 山 町	水道管路耐震化等推進事業費 管路近代化事業費	金 山 町 統 合 簡 易 水 道 事 業	77,000	30,800
南 会 津 町	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 配 水 管	30,000	7,500
い わ き 市	緊急時給水拠点確保等事業費 重要給水施設配水管	重 要 給 水 施 設 配 水 管 整 備 事 業	106,077	26,519
	緊急時給水拠点確保等事業費 基幹水道構造物の耐震化事業(補強)	浄水施設の耐震化事業	100,000	33,333
12市町村・16件			2,063,406	610,356

平成27年度 市町村別水道普及率一覽

【平成28年3月31日 現在】

市	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	福島市	292,891	289,210	98.7%	相馬市	38,416	37,136	96.7%
	会津若松市	123,233	119,194	96.7%	二本松市	57,684	51,807	89.8%
	郡山市	335,395	324,646	96.8%	田村市	38,130	21,174	55.5%
	いわき市	347,834	339,178	97.5%	南相馬市	57,236	44,610	77.9%
	白河市	61,574	59,898	97.3%	伊達市	61,904	55,184	89.1%
	須賀川市	77,181	71,130	92.2%	本宮市	30,803	30,010	97.4%
	喜多方市	48,967	43,023	87.9%	計	1,571,248	1,486,200	94.6%

※南相馬市の給水人口については、小高区を0人として計上

町 村	市町村名	総人口	給水人口	普及率	市町村名	総人口	給水人口	普及率
	桑折町	12,144	11,597	95.5%	埴町	9,004	6,763	75.1%
	国見町	9,446	9,431	99.8%	鮫川村	3,524	1,730	49.1%
	川俣町	14,320	11,381	79.5%	西郷村	20,293	19,592	96.5%
	大玉村	8,721	8,289	95.0%	泉崎村	6,492	5,454	84.0%
	鏡石町	12,480	11,980	96.0%	中島村	4,978	4,733	95.1%
	天栄村	5,566	5,335	95.8%	矢吹町	17,411	16,246	93.3%
	下郷町	5,711	5,191	90.9%	石川町	15,641	11,388	72.8%
	檜枝岐村	607	607	100.0%	玉川村	6,745	5,294	78.5%
	只見町	4,412	3,972	90.0%	平田村	6,409	2,981	46.5%
	南会津町	15,995	15,809	98.8%	浅川町	6,503	6,424	98.8%
	北塩原村	2,776	2,704	97.4%	古殿町	5,330	4,574	85.8%
	西会津町	6,474	4,948	76.4%	三春町	18,179	16,702	91.9%
	磐梯町	3,557	3,521	99.0%	小野町	10,360	5,233	50.5%
	猪苗代町	14,842	14,488	97.6%	広野町	4,260	0	—
	会津坂下町	16,185	15,155	93.6%	檜葉町	0	0	—
	湯川村	3,195	3,189	99.8%	富岡町	0	0	—
	柳津町	3,492	3,219	92.2%	川内村	2,039	202	9.9%
	三島町	1,638	1,605	98.0%	大熊町	0	0	—
	金山町	2,141	1,848	86.3%	双葉町	0	0	—
	昭和村	1,293	1,248	96.5%	浪江町	0	0	—
	会津美里町	20,757	18,063	87.0%	葛尾村	0	0	—
	棚倉町	14,158	13,864	97.9%	新地町	8,206	7,696	93.8%
	矢祭町	5,904	5,115	86.6%	飯館村	0	0	—
					計	331,188	287,571	86.8%

注) 檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村については、行政区域内人口（H27国調人口）を0人として計上

注) 広野町・檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村については、給水人口を0人として計上

県 総 計	総人口	総人口	給水人口	普及率
	市(13)	1,571,248	1,486,200	94.6%
	町(25)	258,550	226,213	87.5%
	村(13)	72,638	61,358	84.5%
計(51)	1,902,436	1,773,771	93.2%	

全 国	平成27年度	総人口	給水人口	普及率
			127,069,234	124,266,129